一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特例民法法人をいう。以下同じ。）であるときは、①に掲げる書類、④に掲げる書類に準ずる書類、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項第２号、第４号及び第５号に掲げる書類及び規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出するものとする。

(B)　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組　合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。この場合において、審査対象者のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る５(1)建設工事①に掲げる項目について記載した書類を提出すること。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）

①　技術者経歴書

②　営業所一覧表

③　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書の写し

④　登録証明書等の写し

⑤　申請者が法人であるときは、５(2)測量・建設コンサルタント等業務①に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人であるときは、５(2)測量・建設コンサルタント等業務①に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書

⑥　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑦　行政書士等の代理申請による場合には委任状

［注］

(A)　申請者が一般社団法人等であるときは、②及び④に掲げる書類、①及び⑤に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出するものとする。

(B)　申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって③に掲げる書類並びに①及び⑤に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

(a)　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(b)　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(c)　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(3)　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び添付書類は、日本語で作成するものとする。

②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

４　競争に参加することができない者

(1)　建設工事　次の①から⑦までに掲げる者

①　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者

②　過去２年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者

イ　契約の履行に当たり、故意に工事又は製造等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督又は検査の実施に当たり、当社の社員（以下「社員」という。）の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ　当社に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト　その他当社に著しい損害を与えた者

チ　イからトまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第１項の規定による経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第１第１号の２に規定する審査基準日が平成25年６月30日以降のもの、随時の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請にあっては告示第１第１号の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以降のもの。）を受けていない者

⑦　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑥までに該当する者を含む者

(2)　測量・建設コンサルタント等業務　次の①から⑥までに掲げる者

①　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者

②　過去２年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者

イ　契約の履行に当たり、故意に調査等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者